

いわみざわ公園バラ園 市民ボランティア募集要領

(活動の目的)

いわみざわ公園バラ園は、平成 25 年度に品種を見直し、リニューアルを行いました。

そこで、積雪寒冷地の気候に則した的確な管理、よりきめの細かい管理を行うことにより、多くの来園者が楽しめる魅力ある場面としていくため、バラの育成に関する講習会の参加者を中心にボランティアを立ち上げ、育成方法を学びながら平成 24 年 10 月から試験的に活動を開始しました。

サミット開催後の平成 25 年度以降も同様、適宜講習の場を設け活動を行い、将来的にはボランティアの自主的な組織化を図り、市民の手で育む、市民に愛されるバラ園を目指しています。

(ボランティアの登録)

1. ボランティア希望者は「いわみざわ公園バラ園市民ボランティア登録申込書」を指定管理者の事務所（以下「事務所」）に提出して下さい。
申込書を提出した方には、登録手続きを行い「ボランティア登録証」を交付します。
2. ボランティアの登録期間は、原則として 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。
3. 登録は更新（毎年 4 月）することができます。
4. 途中参加・退会などの希望、問い合わせは、事務所まで問い合わせください。

(ボランティアの活動方法)

1. ボランティアの活動内容、時期は別紙工程表を参考に事務所で計画します。
個別の活動内容と日時は、事前に事務所からメール又はファックスで連絡すると同時に、ホームページ等でも公開します。
また、中止になった場合の代替日も、同様に事務所より連絡します。
2. 各活動については事前にレクチャーを受け、注意事項を確認後、活動して下さい。
3. その他、ボランティアは活動にあたって、事務所が公園管理上必要な指示をした時は、その指示に従って下さい。

(日報、道具類など)

1. 活動時は必ず「ボランティア登録証」をつけて下さい。
2. 活動日は毎回、事務所にある日報に、参加者名、活動内容、時間を記載して下さい。
併せて講師や事務所からの伝達事項を確認し、連絡等があれば記載して下さい。
3. 剪定鋏、皮手袋は一通りご用意しておりますが、ご自身で使い易いものがあればそちらを使用しても構いません。
4. 各自の自己所有物、貴重品等の管理は、各自の自己責任で行って下さい。
5. 貸与された道具類は各自で手入れを行い、ボランティア脱退時には事務所へ返却して下さい。(手袋は除く)

(報酬・交通費等)

1. 活動や説明会・講習会参加にかかる報酬・交通費等は支給しません。
2. 服飾などの識別用品は、事務所において貸与します。
3. 活動などにあたり事務所において「傷害保険」及び「賠償責任保険」に加入します。

(事務所とボランティアの責務)

1. ボランティアは、公園管理の方針に従い、活動の留意事項及び活動内容に基づき、誠実に活動して下さい。
2. 事務所は、ボランティアに対し、その活動に必要な協力を行います。
3. 応募された方の個人情報（住所、氏名、電話番号など）は、本登録制度のために使用し、その他の目的以外には使用しません。
4. 登録内容については、制度の都合上、必要に応じて限定的な範囲で開示する事があります。

(申込み要領)

1. ボランティア希望者は専用申込用紙に必要事項を記入の上、下記事務所宛に送付（郵便、FAX、メール）して下さい。
2. 登録が終わりましたらご連絡します。 後日、登録証をお渡しします。
3. お問い合わせ、申込先は下記の通りです。

いわみざわ公園バラ園管理事務所(室内公園色彩館内)

岩見沢市志文町 794 番地

Tel 0126-25-6111 Fax 0126-25-6177

URL:<http://www.iwamizawa-park.com> Eメール:info@iwamizawa-park.com

担当：いわみざわ公園指定管理者 空知リゾートシティ株式会社 田中・新堂